

2025年度版 低炭素型工場認証審査 審査基準根拠

工場区分	工場で製造する製品グループの範囲			摘要	申請区分				
I ~ III群共通	全製品グループ共通			RPCA審査基準適合証明書の内容を変えずに当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品を製造する場合に、RPAC認証工場で低炭素化を図るために追加的に必要となる製造能力	LC50C				
調査項目	判断基準		調査内容		根拠 (RPCA審査基準が満足する道路土工関係指針等)				
【低炭素化方法】									
セメント一定量置換による低炭素化方法の調査									
低炭素型製品のCO ₂ 削減方法	コンクリートの配合強度	適用	低炭素型コンクリートの配合強度ごとに、適用する工場で製造する製品グループが規定されていること		協会基準				
		配合強度	低炭素型コンクリートの配合強度は、対象のRPCA審査適合製品の製造仕様書に規定しているコンクリートの設計基準強度を実現する強度以上であること		協会基準				
	低炭素型配合	配合条件	低炭素型コンクリートの配合条件が規定されていること		『JIS Q 1012』B.3 製造工程の管理 協会基準				
		単位量	使用材料の単位量が示されていること		協会基準				
	CO ₂ 排出原単位		コンクリートのCO ₂ 排出量算出において、結合材に用いる材料の製造時ににおけるCO ₂ 排出原単位は、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位であること		協会基準				
	コンクリートに使用するセメント及び混和材の製造時のCO ₂ 排出量の照査	低炭素型配合	低炭素型配合について、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位を基に、セメント及び混和材のCO ₂ 排出量が算出され、コンクリート1tあたりのCO ₂ 排出量が示されていること		協会基準				
		CO ₂ 排出量削減率	低炭素型配合における結合材(ポルトランドセメント+高炉スラグ微粉末等の混和材)の製造時のCO ₂ 排出量の合計が、ポルトランドセメント100%の場合のセメント製造時のCO ₂ 排出量より50%以上削減となっていること		協会基準				
低炭素型製品の耐久性能	水結合材比		低炭素型コンクリートの水結合材比は50%以下(プレストレスコンクリート製品は45%以下)であること		協会基準				
低炭素型製品の製造能力									
設備の管理	原材料貯蔵設備	【低炭素化方法に限り使用する材料の貯蔵設備】 管理規定があり、設備管理台帳があること 管理規定に基づき点検を実施していること	種類及び管理方法を規定しているか	『JIS Q 1012』B.4 設備の管理 協会基準	『JIS Q 1012』B.4 設備の管理 協会基準				
			設備管理台帳があり、更新しているか						
	製造設備 材料計量装置		規定の頻度での点検記録があり、適切に管理されているか						
	【低炭素化方法に限り使用する材料の計量設備】 管理規定があり、設備管理台帳があること 管理規定に基づき点検を実施していること 静荷重検査を1回／12か月実施していること ※計量法の使用公差に基づく	種類及び管理方法を規定しているか	『JIS Q 1012』B.4 設備の管理 協会基準	『JIS Q 1012』B.4 設備の管理 協会基準					
原材料の管理		セメント			設備管理台帳があり、更新しているか				
					規定の頻度での点検記録があり、適切に管理されているか				
					規定の頻度での静荷重検査の記録があり、適切に管理されているか				
					規定の頻度で静荷重検査の記録があり、適切に管理されているか				
				種類及び品質を規定しているか	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準			
				品質確認項目及び受入検査項目、確認頻度を規定しているか					
		コンクリート		品質及び受入検査の不格時の処置を規定しているか					
				貯蔵方法を規定しているか					
				規定の頻度で品質及び受入検査の確認記録があり、適切に管理されているか					
				セメント製造に伴うCO ₂ 排出原単位の規定があり、管理されているか					
製造工程の管理	セメント	【低炭素化方法に限り使用するセメント】 品質、受入検査方法、貯蔵方法の規定があり、規定に基づき実施していること 品質を1回以上／月または入荷の都度、確認していること 低炭素化方法に使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出原単位を規定していること	種類及び品質を規定しているか	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準				
	セメント		品質確認項目及び受入検査項目、確認頻度を規定しているか						
	セメント		品質及び受入検査の不格時の処置を規定しているか						
現地確認	セメント		貯蔵方法を規定しているか						
	セメント		規定の頻度で品質及び受入検査の確認記録があり、適切に管理されているか						
	セメント		混和材製造に伴うCO ₂ 排出原単位の規定があり、管理されているか						
	配合設計	低炭素型コンクリートに使用する結合材(ポルトランドセメント+高炉スラグ微粉末等の混和材)の製造時のCO ₂ 排出量が、セメント100%のコンクリートに使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出量と比較して、50%以下であること	低炭素型コンクリートに使用する結合材(ポルトランドセメント+高炉スラグ微粉末等の混和材)の製造時のCO ₂ 排出量が、セメント100%のコンクリートに使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出量と比較して、50%以下であることを確認し、適切に管理されているか	協会基準	協会基準				
			低炭素型コンクリートに適用する養生方法および条件に関して、規定されているか						
			規定に基づいた低炭素化方法の養生条件であることを確認した記録があり、適切に管理されているか						
	【申請種別が更新の場合】 協会が定める審査基準適合標章の表示を規定していること		低炭素型RPCA工場認証審査基準適合標章の表示を規定しているか	協会基準	協会基準				
	配合設定値	工場の規定に基づいた低炭素型配合が、コンクリート製造プラント内の操作盤等の機器類あるいは配合指示書等の帳票類で確認でき、周知されていること	工場で規定している低炭素型配合が、コンクリート製造プラント内において操作盤等の機器類あるいは配合指示書等の帳票類で確認できるか						
			セメントは種類別に区分しており、表示があるか						
			セメントが風化しない様に十分な防湿対策をしてあるか						
原材料の貯蔵状況	セメント	【低炭素化方法に限り使用するセメント】 セメントが種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること	セメントに異物が混入しない様にしてあるか	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準	『JIS Q 1012』B.2 原材料の管理 協会基準				
			混和材は種類別に区分しており、表示があるか						
	混合材	【低炭素化方法に限り使用する混合材】 混合材が種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること	混和材が風化しない様に十分な防湿対策をしてあるか						
			混和材に異物が混入しない様にしてあるか						

2025年度版 低炭素型工場認証審査 審査基準根拠

工場区分	工場で製造する製品グループの範囲	摘要	申請区分
I ~ III群共通	全製品グループ共通	RPCA審査基準適合証明書の内容を変えずに当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品を製造する場合に、RPAC認証工場で低炭素化を図るために追加的に必要となる製造能力	LC50C

製品検査	コンクリートの圧縮強度	コンクリートの検査の圧縮強度の規定に基づく養生及び材齢の供試体により実施され、該当する配合で作製した3個の供試体で、その平均値が設計基準強度以上であること	供試体は製品同一養生か	『JIS Q 1012』B.3 製造工程の管理
			供試体の材齢は規定通りか	
			圧縮強度の試験結果は所定の強度以上か	
	表示	製造工程における表示の規定に基づく確認方法及び項目により実施され、表示事項を満たしていること	規定の項目の表示があるか	『JIS Q 1012』B.3 製造工程の管理
			表示の位置は規定通りか	
			表示は鮮明か	
	外観	製品の管理の外観の規定に基づく検査方法及び項目により実施され、外観基準を満たしていることひび割れ幅が0.1mm以下であること	規定の外観項目を確認しているか	『JIS Q 1012』B.1 製品の管理
			検査方法は適切か	
			規定の項目は外観基準内か	
	形状寸法	製品の管理の形状寸法の規定に基づく検査方法及び測定箇所により実施され、形状寸法の測定値が許容差内でであること	規定の測定箇所で測定しているか	『JIS Q 1012』B.1 製品の管理
			測定方法は正確か	
			測定箇所における形状寸法の測定値は許容差内か	